

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次） 建築学部 建築学科

1.	<p>「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」p.8において、「本課程の専門科目については、卒業ゼミナールを除き、全て科目を選択科目とし、学生の目指すべき方向性に即した履修が可能となるように設置している」と説明しているが、「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」の資料9で示された「履修モデル」は1年次入学者と3年次編入学者のそれぞれ1つの履修モデルしか示されていないため、どのようにして、「学生の目指すべき方向性に即し」つつ、ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力等を確実に修得させるのか判然としない。このため、授業科目について必修・選択の別を適切に設定するなどにより、ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力等の修得を確実に担保した上で、学生の目指すべき方向性を踏まえた履修モデルを複数提示するなど、ディプロマ・ポリシーに整合した体系的な教育課程が適切に編成されていることについて、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係図やカリキュラムマップ等の図や表を用いて明確かつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。 是正事項)・・・3</p>
2.	<p>「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」p.7において、「面接授業のうち専門科目の演習」は、全て本通信課程が行う「オンライン授業」で受講できると説明しており、「通信教育実施方法説明書」では、「オンライン授業」について「対面と同等の指導が可能」と説明している。しかしながら、建築分野の特性を踏まえると、製図や模型などの成果物の微細な部分に及ぶ指導をパソコン上で対面と同等に指導を行うための具体的な方法や工夫などが説明されておらず、「対面と同等の指導が可能」かどうか判断することができない。そのため、面接授業のうち専門科目の演習全てを「オンライン授業」で実施しても「対面と同等の指導が可能」であり、十分な教育効果が得られる授業方法として適切であることについて、明確かつ具体的に説明すること。 (是正事項)・・・6</p>
3.	<p>「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」p.12 において、「通信授業」の科目終末試験及び「メディア授業」の単位修了試験は、「KULeD」を通じて実施する計画であり、なりすまし受験の対策として『「KULeD」を利用する際に必要な ID とパスワード」と「学生証に記載の学生固有のコード」の入力により、「第三者のなりすましを防止する」と説明している。しかしながら、ID 及びパスワード、学生証に記載する学生固有のコードの入力のみでは、真に当該科目の受講生が試験を受験しているかどうかを確認できるのか疑義があることから、不正行為防止対策として十分に機能するとは判断することができない。このため、通信教育課程という特殊性に鑑み、確実に本人が試験を受験していることが担保できる仕組みを講じること。 (是正事項)・・・8</p>
4.	<p>「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」p.10 において、「令和4年(2022年)4月から学習支援サービス(有料)を導入した。学習支援サービスは、大阪の大学受験専門塾が行い、申し込みをした学生は、『通信授業』の課題であるレポートの作成支援、試験の受験対策、学修計画の立て方の指導をオンラインで受けられる」と説明しているが、大学が編成する教育課程における授業科目に係るレポート及び試験の指導は、当該授業の一貫として行われるべきものと考えられる。しかしながら、「大学受験専門塾」がどのような「レポート作成支援」や「試験の受験対策」を実施するのか判然としないことに加えて、授業科目の担当教員や指導補助者が「大学受験専門塾」に対して指揮命令権を有するのか判然としないことから、本通信教育課程の教育方法として適切であるとは判断することができない。このため、当該「学習支援サービス」が本通信教育課程においてどのような位置づけで設けられているサービスなのかを明確に説明しつつ、「大学受験専門塾」が行う学習支援の具体的な内容や「大学受験専門塾」に対する指揮命令権を明らかにすることにより、本通信教育課程における教育方法が適切であることについて明確にすること。</p>
5.	<p>「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」p.13 における入学者選抜の説明によれば、「アドミッション・ポリシーで示した本課程における人材育成の目的を理解し、本学での学修意欲を入学動機とすることを明示した書類を提出させ、審査する」ことが本通信教育課程における選抜方法であると見受けられる。一方で、「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」の資料3で示されたアドミッション・ポリシーでは、「本学での学修意欲を入学動機とすること」は掲げられておらず、アドミッション・ポリシーと入学者選抜方法が整合しているのか疑義がある。また、アドミッション・ポリシーとして「1. 建築関連分野に対して興味・関心を持ち、自ら学ぶことができる基礎学力を修得している人」を掲げているが、具体的にどのような「基礎学力」を求めているのか判然とせず、「本学での学修意欲を入学動機とすることを明示した書類」から適切に評価・判定</p>

	<p>できるのか疑義がある。このため、アドミッション・ポリシーに掲げる受験生に求める学習成果を具体的にどの方法により、何を評価・判定するのかについて明確かつ具体的に説明するとともに、アドミッション・ポリシーに整合した選抜方法に適切に改めること。 (是正事項)・・・13</p>
6.	<p>審査意見9のとおり、本通信教育課程の入学の時期が判然としないが、本課程への入学を志願しようとする者の予見可能性を担保した公平・公正な選抜が行われるよう、複数の入学時期を設ける場合には、それぞれの募集人員を明示すること。 (改善事項)・・・14</p>
7.	<p>「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」において、本通信教育課程が行う「メディア授業」については、大学設置基準の規定に基づき、「毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行う」必要があるが、「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」p.8によれば、「KULeD」のディスカッションルーム機能を活用し、「学生と教員がテキストにより意見交換ができる」環境は整備されている説明はあるものの、入学定員 100 名(3年次編入学定員 500 名)の規模の学生に対して、十分な指導を併せ行う体制の説明が見受けられない。また、質問対応については「学修指導員が対応できる質問は、学修指導員から回答し、それ以外の質問については、各科目の担当教員が回答する」と説明しているが、学修指導員を何名配置するのか説明が見受けられないため十分な指導を併せ行える体制が十分に整備されているとは判断できない。このため、本課程の定員規模を踏まえ、1授業当たり想定される質問等の件数をどの程度見込んでいるのか明示しつつ、配置する学修指導員の人数を明らかにするとともに、十分な指導を併せ行える教育研究実施組織が適切に整備されていることについて、明確かつ具体的に説明すること。 (是正事項)・・・16</p>
8.	<p>「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」p.11 において、本通信教育課程が行う「面接授業」及び「オンライン授業」で実施する演習科目の教員の配置基準は、「個別指導がいる科目については学生 20 人につき指導者1人」と説明しているが、例えば、授業科目「卒業ゼミナール」については、必修科目に位置づけられていることから1学年 600 人の受講生が想定されるため、当該教員配置基準に基づけば 30 人の教員の配置が必要となる。しかしながら、同科目の担当教員は8人とされており、本学が定める教員配置基準に基づいた適切な体制が整備されているのか疑義がある。このため、本学が想定する「個別指導がいる科目」を明らかにした上で、当該科目の最大受講者数の見込みを踏まえた十分な指導を行うことができる教育研究実施組織体制が適切に整備されていることについて、明確かつ具体的に説明すること (是正事項)・・・18</p>
9.	<p>学校教育法施行規則第 163 条第2項において「大学は・・・学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる」と規定されており、本学の学期については、「近畿大学学則」第8条に規定のとおり、4月1日から9月20日までを前期、9月21日から3月31日までを後期としている。一方で、「近畿大学建築学部建築学科(通信教育課程)規程」第 18 条において入学の時期を「原則として4月及び 10 月とする。ただし、随時入学を許可する」と規定していることから、学期の区分に従わずに「随時入学を許可する」と見受けられることについては、学校教育法施行規則第 163 条第2項の規定に照らして、不適切である。このため、入学及び卒業の時期については学期の区分に従うよう、適切に改めること。また、申請書類全般にわたり、「随時入学を許可する」ことを説明している箇所について適切に改めること。 (是正事項)・・・19</p>
10.	<p>「学生の確保の見通し等を記載した書類(本文)」p.4において、本通信教育課程が主に対象とする入学者は、建築分野を既に学び、建築業界で社会人経験のある者を対象としており、1年次入学定員は 100 人、3年次編入学定員は 500 人に設定しているように見受けられる。しかしながら、同書類 p.15 において、本課程と類似する競合校として挙げられた大学が、本課程と同じく1年次入学定員 100 名に設定しているところ、近年継続的に未充足状況であることを踏まえながらも、競合校と「同等の 100 人が妥当であると判断した」と説明していることについては、定員設定の妥当性に懸念がある。さらに「実務が忙しく通学できない潜在的需要者を、通信課程という学びやすい教育環境の提供によって掘り起こすことができる」としていることについては、明確な説明がなされていない。したがって、1年次入学者の確保の見通しを明確にし、定員設定の妥当性及び学生確保の見通しの説明を充実させること。(改善事項)・・・23</p>

(是正事項) 建築学部建築学科(通信教育課程)

1. 「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」p.8において、「本課程の専門科目については、卒業ゼミナールを除き、全て科目を選択科目とし、学生の目指すべき方向性に即した履修が可能となるように設置している」と説明しているが、「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」の資料9で示された「履修モデル」は1年次入学者と3年次編入学者のそれぞれ1つの履修モデルしか示されていないため、どのようにして、「学生の目指すべき方向性に即し」つつ、ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力等を確実に修得させるのか判然としない。このため、授業科目について必修・選択の別を適切に設定するなどにより、ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力等の修得を確実に担保した上で、学生の目指すべき方向性を踏まえた履修モデルを複数提示するなど、ディプロマ・ポリシーに整合した体系的な教育課程が適切に編成されていることについて、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係図やカリキュラムマップ等の図や表を用いて明確かつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

3年次編入学者のディプロマ・ポリシーと養成する人物像の関係を示す資料を追加する【「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」10 ページ・11 ページ】。また、1年次入学者の履修モデルは1つだが、3年次編入学者については、複数の履修モデルがあることから、3つの履修モデルを追加する。さらに、履修モデルごとにディプロマ・ポリシーとの関係性を示し、いずれにおいても、ディプロマ・ポリシーに沿った体系的な学びが提供されることを示す【同 12 ページ～19 ページ】。

なお、想定される履修モデルは、以下のとおりである。

①1年次入学者【「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」12 ページ】

1年次入学者の履修モデルは1つである。卒業するためには、専門科目100単位のうち、94単位の取得が必要となる。1年次入学者の総合科目・外国語科目については複数の科目の中から個人が目指す人物像に即した科目を修得することができる。次に専門科目については、建築学を基礎から学ぶ一つの体系的な構成となっている。以上の科目構成から卒業と同時にディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力等を満たすことができる。

3年次編入学者については、以下3つの履修モデルを想定している。

①専門基礎科目充実型【同 14 ページ】

専門基礎科目は、建築学を学ぶ上で基礎的な内容を網羅した専門領域である。一級建築士の受験資格を取得するための科目とも一致している。既卒の大学で修得した内容から、最大60単位が認定されることから、卒業に必要な単位数は68単位以上となる。専門基礎科目の単位数は68単位となり、概ね専門基礎科目を履修することで卒業単位を満たすことができる。なお、1級建築士の受験資格は、専門基礎科目の中から60単位以上の修得が必要となる。専門基礎科目を履修することにより、ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力等を満たすことができる。

②複合専門科目充実型【同 16 ページ】

建築系の専門学校を卒業し、本学に編入した学生は、既に1級建築士の受験資格を有している場合がある。一定の建築学の知識を有する学生については、複合専門科目を中心としつつも、専門基礎科目から苦手な科目などを選択して学び直すことにより、より深い理解へと繋がる。複合選択科目を横断的に取得することにより、ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力等を満たすことができる。

③設計演習充実型【同 18 ページ】

建築の設計に強い関心を持ち、一級建築士という資格にこだわる事なく、専門の学びを深めたい人は、設計演習及び関連する建築計画科目を受講することにより、ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力等を満たすことができる。

また、履修モデルに対する履修指導の方法の記載が不足していたため、「(2)履修指導方法(p.8)」に追記する。具体的には、通信教育の実施を担う通信教育部は、4月と10月に全国に在籍する学生に対して、新入生オリエンテーションを開催する。さらに、Web 学修相談会を年間で複数回開催し、学修計画の立て方やレポートの書き方などの学修方法について説明する。個別の相談希望者には、事務職員がオンラインで履修相談に応じる。また、通信教育部の事務運営を担う通信教育部学生センター事務職員が、日々の履修相談等にもチャットボット、メール、電話や対面にて対応する。

履修モデルについては、入学前の履修指導及び入学後の履修相談で提示する。履修指導は、通信教育課程の特性に鑑み、動画の視聴を予定している。具体的には、履修モデルを紹介し、授業科目を選ぶポイントを

示した動画を作成し、入学説明会や HP で出願者に向けて視聴を促す。面接授業科目については、入学後に履修登録を行うことから、Web で実施する新入生オリエンテーションで詳しく解説する。そして、次の学年で、どの科目を履修すればよいかを解説する動画をポータルサイト KULeD に掲載し、学生に対しては、履修登録前に視聴して、不明点があれば、通信教育部学生センターにメールや電話で問い合わせるように周知する。

(新旧対照表)設置の趣旨等を記載した書類(本文)(4 ページ)

新	旧
<p>そして、ディプロマ・ポリシー4の建築学の専門知識・技術にもとづいた創造的能力に対しては、建築デザイン演習3・4や卒業ゼミナールといった実践的な学修を通して学んでいく体制を整備している。なお、<u>ディプロマ・ポリシーと養成する人物像の関係は【資料 5-1 及び 5-2】</u>のとおりである。ここでは、1年次入学者【資料 5-1】と3年次編入学者【資料 5-2】の関係図を示している。さらに【資料 5-1 及び 5-2】は、後述する4パターンの履修モデル【資料 6-1～6-4】と対応している。</p>	<p>そして、ディプロマ・ポリシー4の建築学の専門知識・技術にもとづいた創造的能力に対しては、建築デザイン演習3・4や卒業ゼミナールといった実践的な学修を通して学んでいく体制を整備している。なお、<u>ディプロマ・ポリシーと養成する人物像の関係は【資料 5】</u>のとおりである。</p>

(新旧対照表)設置の趣旨等を記載した書類(9 ページ)

新	旧
<p>2.学生に対しては、入学時に履修方法や各種手続き方法等を記載した補助教材である「学習の友」を配付し、カリキュラム、カリキュラムツリー、履修モデル【資料 6-1～6-4】を提示する。履修モデルの概要を以下に示す。</p> <p><u>想定される履修モデル</u></p> <p>①1年次入学者【資料 6-1】  <u>1年次入学者の履修モデルは1つである。卒業するためには、専門科目100単位のうち、94単位の取得が必要となる。1年次入学者の総合科目・外国語科目については複数の科目の中から個人が目指す人物像に即した科目を修得することができる。次に専門科目については、建築学を基礎から学ぶ一つの体系的な構成となっている。以上の科目構成から卒業と同時にディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力等を満たすことができる</u></p> <p>②3年次編入学者 専門基礎科目充実型【資料 6-2】  <u>専門基礎科目は、建築学を学ぶ上での基礎的な内容を網羅した専門領域である。一級建築士の受験資格を取得するための科目とも一致している。専門基礎科目の単位数は68単位となり、概ね専門基礎科目を履修することで卒業単位を満たすことができる。専門基礎科目を履修することにより、設定している4つのディプロマ・ポリシーを満たすことができる。</u></p> <p>③3年次編入学者 複合専門科目充実型【資料 6-3】</p>	<p>2.学生に対しては、入学時に履修方法や各種手続き方法等を記載した補助教材である「学習の友」を配付し、カリキュラム、カリキュラムツリー、履修モデル【資料 9】を提示する。</p>

<p>建築系の専門学校を卒業し、本学に編入した学生は既に1級建築士の受験資格を有している場合がある。一定の建築学の知識を有する学生に対しては、複合専門科目を中心としつつも、専門基礎科目から苦手な科目などを選択し、学び直すことにより深い理解へと繋がる。複合選択科目を横断的に取得することにより、ディプロマ・ポリシーにて設定している全ての項目を満たすことができる。</p> <p>④3年次編入学者 設計演習充実型【資料6-4】  <u>建築の設計に強い関心を持ち、一級建築士という資格にこだわる事なく、専門の学びを深めたい人向けとして、設計演習および関連する建築計画科目を受講することにより、全てのディプロマ・ポリシーを満たすことができる。</u></p> <p>履修指導は、履修モデルと履修登録について解説する動画を作成し、視聴を促す。通信教育の実施を担う通信教育部は、全国に在籍する学生に対して、<u>新入生オリエンテーションを4月と10月に開催し、さらに、Web学修相談会を</u></p>	<p>通信教育の実施を担う通信教育部は、全国に在籍する学生に対して、Web学修相談会を</p>
--	---

(新旧対照表)設置の趣旨等を記載した書類(8ページ)

新	旧
<p>(2)履修指導方法            全ての授業科目についてシラバスを作成し、授業の概要、ディプロマ・ポリシー、到達目標、授業計画、成績評価方法、教科書、授業時間外学修の内容、履修モデル【資料6-1～6-4】を学生に明示する。シラバスはWEBにて公開し、学生はいつでも閲覧できる。</p> <p>また、通信教育の実施を担う通信教育部は、4月と10月に全国に在籍する学生に対して、<u>新入生オリエンテーションを開催する。さらに、Web学修相談会を年間で複数回開催し、学修計画の立て方やレポートの書き方などの学修方法について説明する。個別の相談希望者には、事務職員がオンラインで履修相談に応じる。また、通信教育部の事務運営を担う通信教育部学生センター事務職員が、日々の履修相談等にもチャットボット、メール、電話や対面にて対応する。</u></p> <p>履修モデルについては、入学前の履修指導及び入学後の履修相談で提示する。履修指導は、通信教育課程の特性に鑑み、動画の視聴を予定している。具体的には、履修モデルを紹介し、授業科目を選ぶポイントを示した動画を作成し、入学説明会やHPで出願者に向けて視聴を促す。面接授業科目については、入学後に履修登録を行うことから、Webで実施する新入生オリエンテーションで詳しく解説する。そして、次の学年で、どの科目を履修すれば</p>	<p>(2)履修指導方法            全ての授業科目についてシラバスを作成し、授業の概要、ディプロマ・ポリシー、到達目標、授業計画、成績評価方法、教科書、授業時間外学修の内容、履修モデル【資料9】を学生に明示する。シラバスはWEBにて公開し、学生はいつでも閲覧できる。</p>

<p>よいかを解説する動画をポータルサイト KULeD に掲載し、学生に対しては、履修登録前に視聴して、不明点があれば、通信教育部学生センターにメールや電話で問い合わせるように周知する。</p>	
---	--

(是正事項) 建築学部建築学科(通信教育課程)

2.「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」p.7において、「面接授業のうち専門科目の演習」は、全て本通信課程が行う「オンライン授業」で受講できると説明しており、「通信教育実施方法説明書」では、「オンライン授業」について「対面と同等の指導が可能」と説明している。しかしながら、建築分野の特性を踏まえると、製図や模型などの成果物の微細な部分に及ぶ指導をパソコン上で対面と同等に指導を行うための具体的な方法や工夫などが説明されておらず、「対面と同等の指導が可能」かどうか判断することができない。そのため、面接授業のうち専門科目の演習全てを「オンライン授業」で実施しても「対面と同等の指導が可能」であり、十分な教育効果が得られる授業方法として適切であることについて、明確かつ具体的に説明すること。

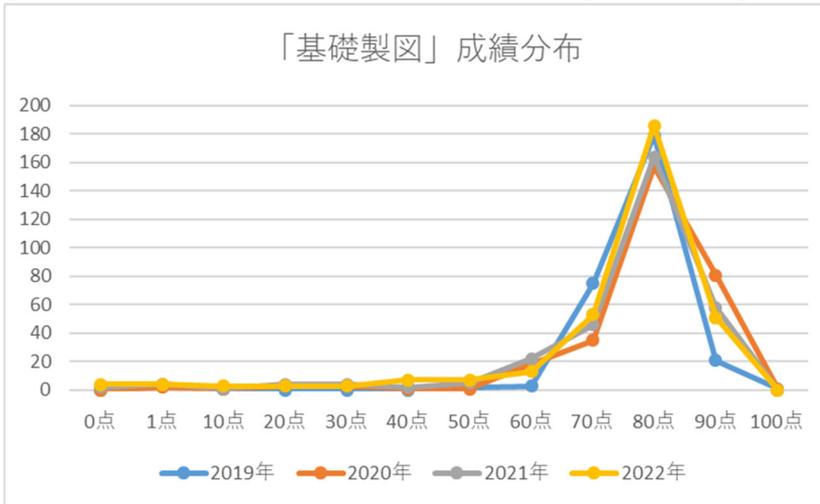
(対応)

建築学分野の特性である製図や模型製作などに関して、対面と同等の教育効果をオンラインでも保障できるかについては、令和2年(2020年)の新型コロナウイルス感染症の拡大期に、本学建築学部(通学課程)で実施したオンライン授業の内容及びその効果について、「(4)面接授業・「オンライン授業」の実施方法及び体制(P.13)」に補記する。具体的には、以下のとおりである。

オンラインでの指導については、Zoomなどの遠隔会議システムを活用し、個別に指導を行う。また、指導の様子については、他の学生も視聴できる仕組みを採用することで、より学修の効果が高まる。具体的には、教員がオンライン上で図面と模型の作成方法等について説明を行い、その後、学生が実際に図面や模型の制作を行う。学生は成果物をスマートフォン等で図面及び模型を撮影する。図面の撮影については、撮影時に使用するアプリケーション、撮影方法を説明し、図面の細部までが撮影されるように指導する。模型の写真については、外観、内観の写真を複数枚にわたり撮影し、模型の全体像がわかる資料とする(概ね外観、内観を10カット以上)。次に、これらの細部までを撮影した図面と、複数枚の模型写真を専用のアプリケーション(Google Classroomを予定)で提出する。その上で、学生もしくは教員が、提出物をZoom上で画面共有し、教員からのリアルタイムの指導を受ける。教員は図面を拡大、縮小しながら、または、同時に複数枚の模型資料を参照しながら、オンライン上で説明を行う。図面については、タブレット端末のペンツールを用いて詳細な指導を行う。このような方法をとることにより、対面授業と同等の指導が可能である。

これらの仕組みは、令和2年度(2020年度)から令和3年度(2021年度)のコロナ禍にかけて、通学課程の授業で構築してきたものであり、検証・改善も行ってきており、十分な教育の質が確保できる。なお、本学通学課程における、令和元年度(2019年度)から令和4年度(2022年度)の基礎製図の成績分布を【グラフ1】に示す。令和元年度(2019年度)と令和4年度(2022年度)は対面、令和2年度(2020年度)と令和3年度(2021年度)はオンラインで実施した。シラバスのとおり、授業方法は異なるが、授業内容については、大きく変わらない【「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」20ページ～43ページ】。授業方法は異なっても、学生は同等の成績評価を得ており、この結果から、オンラインでも対面と同等の教育の質が保障できると言える。なお、通学課程において、基礎製図は1年生前期の科目であり、図面の読み書きに必要な技術と能力を養う「建築図面のリテラシーの基礎」的な授業で、学生が理解できるまで少人数制で丁寧な指導を行っているため、学生ごとの学修状況に関わらず、授業方法の違いによる影響のみを抽出しやすいと考えている。

【グラフ 1 本学建築学部(通学課程)「基礎製図」の成績分布】



(新旧対照表)設置の趣旨等を記載した書類(13 ページ)

新	旧
<p>オンラインでの指導については、Zoom などの遠隔会議システムを活用し、個別に指導を行う。また、指導の様子については、他の学生も視聴できる仕組みを採用することで、より学修の効果が高まる。<u>具体的には、教員がオンライン上で図面と模型の作成方法等について説明を行い、その後、学生が実際に図面や模型の制作を行う。学生は成果物をスマートフォン等で図面及び模型を撮影する。図面の撮影については、撮影時に使用するアプリケーション、撮影方法を説明し、図面の細部までを撮影するように指導する。模型の写真については、外観、内観の写真を複数枚にわたり撮影し、模型の全体像がわかる資料とする(概ね外観、内観を10カット以上)。次に、これらの細部までを撮影した図面と、複数枚の模型写真を専用のアプリケーション(Google Classroom を予定)で提出する。その上で、学生もしくは教員が提出物を Zoom 上で画面共有し、教員からリアルタイムの指導を受ける。教員は図面を拡大、縮小しながら、または、同時に複数枚の模型資料を参照しながら、オンライン上で説明を行う。図面については、タブレット端末のペンツールを用いて詳細な指導を行う。このような方法をとることにより、対面授業と同等の指導が可能である。</u></p> <p><u>これらの方法は、実際にコロナ禍において、通学課程の建築学部での実績がある。【資料 13】に通学課程の設計演習にあたる「基礎製図」のシラバスを示す。当該授業は、令和元年度(2019 年度)、令和 4 年度(2022 年度)は対面で、令和 2 年度(2020 年度)、令和 3 年度(2021 年度)はオンラインで実施されたが、授業内容はほぼ同様であった。グラフ 1 に示すように、対面で実施された年度と、オンライン上で実施された年度の成績分布は、ほぼ変わらなかつ</u></p>	<p>オンラインでの指導については、Zoom などの遠隔会議システムを活用し、個別に指導を行う。また、指導の様子については、他の学生も視聴できる仕組みを採用することで、より学修の効果が高まる。<u>これらの仕組みは、令和 2 年度(2020 年度)から令和 3 年度(2021 年度)のコロナ禍にかけて、通学課程の授業で構築してきたものであり、検証・改善も行ってきており、十分な教育の質が確保できる。</u></p>

<p>た。このことから、学生は対面又はオンラインでも、同等の学修成果を得ており、オンラインでも対面と同等の教育の質が保障できるといえる。なお、通学課程において、基礎製図は1年生前期の科目であり、図面の読み書きに必要な技術と能力を養う「建築図面のリテラシーの基礎」的な授業として、学生が理解できるまで少人数制で丁寧な指導を行っているため、それまでの学修状況と関係なく新型コロナウイルスの影響のみを抽出しやすいと考えている。</p> <p>以上の事から、通信教育でも十分な学修の質を確保できると考えている。</p>	
---	--

(是正事項) 建築学部建築学科(通信教育課程)

3.「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」p.12 において、「通信授業」の科目終末試験及び「メディア授業」の単位修了試験は、「KULeD」を通じて実施する計画であり、なりすまし受験の対策として「『KULeD』を利用する際に必要なIDとパスワード」と「学生証に記載の学生固有のコード」の入力により、「第三者のなりすましを防止する」と説明している。しかしながら、ID及びパスワード、学生証に記載する学生固有のコードの入力のみでは、真に当該科目の受講生が試験を受験しているかどうかを確認できるのか疑義があることから、不正行為防止対策として十分に機能するとは判断することができない。このため、通信教育課程という特殊性に鑑み、確実に本人が試験を受験していることが担保できる仕組みを講じること。

(対応)

審査意見を踏まえ、確実に本人が試験を受験していることを担保するため、「KULeD」へのログインに際して、IDとパスワードによる認証に加え、学生が個々に事前登録した FIDO 認証デバイスを用いた生体情報による本人確認およびカメラでの本人確認を「(8)本学独自のポータルサイト「KULeD(クレド)」(p.15)」に補記する。具体的には、以下のとおりである。

公平・公正な評価を行うためには、「通信授業」の科目終末試験に加えて、レポートの提出、「メディア授業」の単位試験受験に加えて、メディア授業の視聴においても、なりすまし防止の措置を講じる必要があり、KULeD ログイン時に、スマートフォン等の FIDO 認証デバイスを用いた指紋や顔といった生体情報による認証を追加する。携帯電話の名義を人に譲渡することは、携帯電話不正利用防止法で法律上禁止されており、また、心理的にも他者への貸出が極めて困難だと想定されることから、抑止効果があると考えている。

学生は、入学時に FIDO 認証デバイスを登録する。KULeD にアクセスする際、事前登録された FIDO 認証デバイスに本人確認リクエストが送られる。生体情報により、本人確認が完了すれば、KULeD へのログインが認められる。FIDO 認証デバイスを所有していないと申し出があった場合は、学生が所持しているスマートフォンを用いたコードジェネレーターアプリによる本人認証方法を案内する。コードジェネレーターに表示されるコードの有効期限は 30 秒とする。さらに、スマートフォンを所有していないと申し出があった場合は、学生が保有するメールアドレスに送信されるコードによるログイン方法を案内する。メールアドレスに送られたコードの有効期限は 5 分間とする。

特に「通信授業」の科目終末試験の申込時と受験時、「メディア授業」の単位試験受験時には、「KULeD」に生体認証を用いたログイン(又はコードジェネレーターアプリ、メールアドレスに送信されたコード)した上で、学生証に記載の学生固有のコードを入力させることで、第三者のなりすましを防止する。

さらに、「通信授業」の科目終末試験実施時には、オンライン会議システムを活用したリアルタイムでの試験監督を実施する。学生は受験当日、予め大学から共有された URL によってオンライン会議に参加した状態で受験する。受験中は PC の Web カメラやタブレット等のカメラをオンにした状態で受験し、大学は予め登録しておいた学生の顔写真と照合を行う。

学生が個々に任意のタイミングで受験することができる「メディア授業」の単位修了試験についても、オンライン会議システムを活用した録画データによる試験監督を実施する。学生は受験時、予め大学から共有されている日別に指定された URL によってオンライン会議に参加した状態で受験する。オンライン会議へ参加と同時に録画が始まる設定を施すことで、受験時の録画データが大学のサーバーに保存される。学生は受験中、PC の Web カメラやタブレット等のカメラをオンにした状態で受験し、大学は翌営業日に予め登録しておいた学生の顔

写真と照合を行う。

これら試験監督の体制については、一時的な措置とし、予め登録しておいた顔写真と、PC の Web カメラやタブレット等のカメラを使用して撮影する顔写真とを照合する機能の KULeD への早期実装を検討する。

また、本学の「通信授業」の科目終末試験、「メディア授業」の単位修了試験においては、「持込み可」とすることを想定している。ただし、試験の問題は、資料等を一瞥して容易に正解を導き出せるものとせず、受験者が講義内容を十分に理解した上でなければ解答できないような設問とする。

なお、「通信授業」の科目終末試験、「メディア授業」の単位修了試験は、いずれも、コピー&ペーストをシステムで制御しており、自身で回答を入力する必要がある。SNS 等で不正に問題を共有したとしても、制限時間内に完答するのは難しい仕様としている。さらに、「メディア授業」の単位修了試験は、試験期間が 1 週間あるため、多くのパターンの問題を用意したうえで、ランダムに出題することで、問題流出を防止する対策をとっている。

(新旧対照表)設置の趣旨等を記載した書類(本文)(15 ページ)

新	旧
<p>学生証・身分証の写しを提出するよう求めている。</p> <p><u>「KULeD」ログイン時に、スマートフォン等の FIDO 認証デバイスを用いた指紋や顔といった生体情報による認証を追加する。携帯電話の名義を人に譲渡することは、携帯電話不正利用防止法で法律上禁止されており、また、心理的にも他者への貸出が極めて困難だと想定されることから、抑止効果があると考えている。</u></p> <p><u>学生は、入学時に FIDO 認証デバイスを登録する。「KULeD」にアクセスする際、事前登録された FIDO 認証デバイスに本人確認リクエストが送られる。生体情報により、本人確認が完了すれば、「KULeD」へのログインが認められる。FIDO 認証デバイスを所有していないと申し出があった場合は、学生が所持しているスマートフォンを用いたコードジェネレーターアプリによる本人認証方法を案内する。コードジェネレーターに表示されるコードの有効期限は 30 秒とする。さらに、スマートフォンを所有していないと申し出があった場合は、学生が保有するメールアドレスに送信されるコードによるログイン方法を案内する。メールアドレスに送られたコードの有効期限は 5 分間とする。</u></p> <p><u>特に「通信授業」の科目終末試験の申込時と受験時、「メディア授業」の単位試験受験時には、「KULeD」に生体認証を用いたログイン(又はコードジェネレーターアプリ、メールアドレスに送信されたコード)した上で、学生証に記載の学生固有のコードを入力させることで、第三者のなりすましを防止する。</u></p> <p><u>さらに、「通信授業」の科目終末試験実施時には、オンライン会議システムを活用したリアルタイムでの試験監督を実施する。学生は受験当日、予め大学から共有された URL によってオンライン会議に参加した状態で受験する。受験中は PC の Web カメラやタブレット等のカメラをオンにした状態で受験し、大学は予め登録しておいた学生の顔写真と照合を行う。</u></p>	<p>学生証・身分証の写しを提出するよう求めている。</p> <p>なお、「通信授業」の科目終末試験の申込時と受験時、「メディア授業」の単位試験受験時には、いずれも ID・パスワードで「KULeD」にログインした上で、学生証に記載の学生固有のコードを入力させることで、第三者のなりすましを防止する。</p>

<p>学生が個々に任意のタイミングで受験することができ「メディア授業」の単位修了試験についても、オンライン会議システムを活用した録画データによる試験監督を実施する。学生は受験時、予め大学から共有されている日別に指定された URL によってオンライン会議に参加した状態で受験する。オンライン会議へ参加と同時に録画が始まる設定を施すことで、受験時の録画データが大学のサーバーに保存される。学生は受験中、PC の Web カメラやタブレット等のカメラをオンにした状態で受験し、大学は翌営業日に予め登録しておいた学生の顔写真と照合を行う。</p> <p>これら試験監督の体制については、一時的な措置とし、予め登録しておいた顔写真と、PC の Web カメラやタブレット等のカメラを使用して撮影する顔写真とを照合する機能の KULeD への早期実装を検討する。</p> <p>また、本学の「通信授業」の科目終末試験、「メディア授業」の単位修了試験においては、「持込み可」とすることを想定している。ただし、試験の問題は、資料等を一瞥して容易に正解を導き出せるものとせず、受験者が講義内容を十分に理解した上でなければ解答できないような設問とする。</p> <p>なお、「通信授業」の科目終末試験、</p>	<p>また、「通信授業」の科目終末試験、</p>
---	--------------------------

(新旧対照表) 通信教育実施方法説明書 (3 ページ)

新	旧
<p>印刷教材授業の実施計画 試験の実施方法等 科目終末試験は、 (省略) 申請書とともに学生証・身分証の写しを提出するよう求めている。</p> <p><u>KULeD ログイン時に、スマートフォン等の FIDO 認証デバイスを用いた指紋や顔といった生体情報による認証を追加する。携帯電話の名義を人に譲渡することは、携帯電話不正利用防止法で法律上禁止されており、また、心理的にも他者への貸出が極めて困難だと想定されることから、抑止効果があると考えている。</u></p> <p><u>学生は、入学時に FIDO 認証デバイスを登録する。KULeD にアクセスする際、事前登録された FIDO 認証デバイスに本人確認リクエストが送られる。生体情報により、本人確認が完了すれば、KULeD へのログインが認められる。FIDO 認証デバイスを所有していないと申し出があった場合は、学生が所持しているスマートフォンを用いたコードジェネレーターアプリによる本人認証方法を案内する。コードジェネレーターに表示されるコードの有効期限</u></p>	<p>印刷教材授業の実施計画 試験の実施方法等 科目終末試験は、 (省略) 申請書とともに学生証・身分証の写しを提出するよう求めている。</p> <p><u>試験の申込時と受験時には、いずれも ID・パスワードで「KULeD」にログインした上で、</u></p>

<p>は 30 秒とする。さらに、スマートフォンを所有していないと申し出があった場合は、<u>学生が保有するメールアドレスに送信されるコードによるログイン方法を案内する。メールアドレスに送られたコードの有効期限は 5 分間とする。</u></p> <p><u>試験の申込時と受験時には、「KULeD」に生体認証を用いたログイン(又はコードジェネレーターアプリ、メールアドレスに送信されたコード)した上で、学生証に記載の学生固有のコードを入力させることで、第三者のなりすましを防止する。</u></p> <p><u>科目終末試験実施時には、オンライン会議システムを活用したリアルタイムでの試験監督を実施する。学生は受験当日、予め大学から共有された URL によってオンライン会議に参加した状態で受験する。受験中は PC の Web カメラやタブレット等のカメラをオンにした状態で受験し、大学は予め登録しておいた学生の顔写真と照合を行う。</u></p> <p><u>この試験監督の体制については、一時的な措置とし、予め登録しておいた顔写真と、PC の Web カメラやタブレット等のカメラを使用して撮影する顔写真とを照合する機能の KULeD への早期実装を検討する。</u></p> <p>また、コピー&amp;ペーストをシステムで制御しており、自身で回答を入力する必要がある。SNS 等で不正に問題を共有したとしても、制限時間内に完答するのは難しい仕様としている。</p> <p><u>試験では、テキスト等の資料を「持込み可」とすることを想定している。ただし、試験の問題は、資料等を一瞥して容易に正解を導き出せるものとせず、受験者が講義内容を十分に理解した上でなければ解答できないような設問とする。</u></p>	<p>学生証に記載の学生固有のコードを入力させることで、第三者のなりすましを防止する。</p> <p>また、コピー&amp;ペーストをシステムで制御しており、自身で回答を入力する必要がある。SNS 等で不正に問題を共有したとしても、制限時間内に完答するのは難しい仕様としている。</p>
--	---

(新旧対照表) 通信教育実施方法説明書(4 ページ)

新	旧
<p>メディア利用授業の実施計画 試験の実施方法等</p> <p>「メディア授業」では、受講期間の最後の 1 週間の内、学生が希望する時間帯で 60 分の単位修了試験を受験する。受験時に、<u>ID・パスワードと生体認証等の二段階認証で「KULeD」にログインした上で、学生証に記載の学生固有のコードを入力させることに加え、オンライン会議システムを活用した録画データによる試験監督を実施する。学生は受験時、予め大学から共有されている日別に指定された URL によってオンライン会議に参加した状態で受験する。オンライン会議へ参加と同時に録画が始まる設定を施すことで、受験時の録画データが大学のサーバーに</u></p>	<p>メディア利用授業の実施計画 試験の実施方法等</p> <p>「メディア授業」では、受講期間の最後の 1 週間の内、学生が希望する時間帯で 60 分の単位修了試験を受験する。受験時に、<u>ID・パスワードで「KULeD」にログインした上で、学生証に記載の学生固有のコードを入力させることで、</u></p>

<p>保存される。学生は受験中、PCのWebカメラやタブレット等のカメラをオンにした状態で受験し、大学は翌営業日に予め登録しておいた学生の顔写真と照合を行う。</p> <p>この試験監督の体制については、一時的な措置とし、予め登録しておいた顔写真と、PCのWebカメラやタブレット等のカメラを使用して撮影する顔写真とを照合する機能のKULeDへの早期実装を検討する。</p> <p>このような対策により、第三者のなりすましを防止する。</p> <p>(省略)</p> <p>なお、試験では、テキスト等の資料を「持込み可」とすることを想定している。ただし、試験の問題は、資料等を一瞥して容易に正解を導き出せるものとせず、受験者が講義内容を十分に理解した上でなければ解答できないような設問とする。</p>	<p>第三者のなりすましを防止する。</p>
--	------------------------

(改善事項) 建築学部建築学科(通信教育課程)

<p>4.「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」p.10において、「令和4年(2022年)4月から学習支援サービス(有料)を導入した。学習支援サービスは、大阪の大学受験専門塾が行い、申し込みをした学生は、『通信授業』の課題であるレポートの作成支援、試験の受験対策、学修計画の立て方の指導をオンラインで受けられる」と説明しているが、大学が編成する教育課程における授業科目に係るレポート及び試験の指導は、当該授業の一貫として行われるべきものと考えられる。しかしながら、「大学受験専門塾」がどのような「レポート作成支援」や「試験の受験対策」を実施するのか判然としないことに加えて、授業科目の担当教員や指導補助者が「大学受験専門塾」に対して指揮命令権を有するのか判然としないことから、本通信教育課程の教育方法として適切であるとは判断することができない。このため、当該「学習支援サービス」が本通信教育課程においてどのような位置づけで設けられているサービスなのかを明確に説明しつつ、「大学受験専門塾」が行う学習支援の具体的な内容や「大学受験専門塾」に対する指揮命令権を明らかにすることにより、本通信教育課程における教育方法が適切であることについて明確にすること。</p>
---

(対応)

「大学受験専門塾」による「学習支援サービス」は、外部サービスであり、本学が指揮命令権を持つことはなく、教材の提供なども行っていない。加えて、本課程は、「学習支援サービス」の導入は行わない。そのため、本来、当該記述は「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」「学生の確保の見通し等を記載した書類(本文)」に記載の必要がないため削除する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類(本文)(11ページ)

新	旧
<p>削除</p>	<p>さらに、学修計画を自分で立てることが難しい学生のために、令和4年(2022年)4月から学習支援サービス(有料)を導入した。学習支援サービスは、大阪の大学受験専門塾が行い、申し込みをした学生は、『通信授業』の課題であるレポートの作成支援、試験の受験対策、学修計画の立て方の指導をオンラインで受けられる。</p>

(新旧対照表) 学生の確保の見通し等を記載した書類(本文) (9 ページ)

新	旧
削除	<p>X. <u>外部学習支援サービスの活用</u>  <u>通信制大学は、学修計画を自分で立てる必要がある。それが、中途退学率の高さや卒業率の低さを招いている点も否めない。この課題を解消するため、令和4年(2022年)4月から学習支援サービス(有料)を導入した。学習支援サービスは、大阪の大学受験専門塾が行い、申し込みをした学生は、「通信授業」の課題であるレポートの作成支援、試験の受験対策、学修計画の立て方の指導をオンラインで受けられる。</u>  <u>これが、卒業率の向上、ドロップアウト率の低下につながり、ひいては学生確保につながるものと期待している。</u></p>

(是正事項) 建築学部建築学科(通信教育課程)

<p>5.「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」p.13における入学者選抜の説明によれば、「アドミッション・ポリシーで示した本課程における人材育成の目的を理解し、本学での学修意欲を入学動機とすることを明示した書類を提出させ、審査する」ことが本通信教育課程における選抜方法であると見受けられる。一方で、「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」の資料3で示されたアドミッション・ポリシーでは、「本学での学修意欲を入学動機とすること」は掲げられておらず、アドミッション・ポリシーと入学者選抜方法が整合しているのか疑義がある。また、アドミッション・ポリシーとして「1. 建築関連分野に対して興味・関心を持ち、自ら学ぶことができる基礎学力を修得している人」を掲げているが、具体的にどのような「基礎学力」を求めているのか判然とせず、「本学での学修意欲を入学動機とすることを明示した書類」から適切に評価・判定できるのか疑義がある。このため、アドミッション・ポリシーに掲げる受験生に求める学習成果を具体的にどの方法により、何を評価・判定するのかについて明確かつ具体的に説明するとともに、アドミッション・ポリシーに整合した選抜方法に適切に改めること。</p>
---

(対応)

審査意見を受け、アドミッション・ポリシーと入学選抜の方法を再検討した。「学びたいものに学ばせたい」という本学創設者の理念をもとに、本課程で学ぶために必要な基礎学力を「高校卒業程度」と定め、アドミッション・ポリシーを修正するとともに、「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」において、アドミッション・ポリシーと入学選抜の関係を説明できていなかった箇所(資料 3(p.6)、資料 8(p.38)、「10. 入学者選抜の概要(p.16)」)を加筆修正する。

アドミッション・ポリシー

(旧) 1. 建築関連分野に対して興味・関心を持ち、自ら学ぶことができる基礎学力を修得している人

(新) 1. 建築関連分野に対して興味・関心を持ち、かつ、高校卒業程度の学力を修得し自ら学ぶ意欲がある人

アドミッション・ポリシーに整合した選抜方法

書類選考の際は、卒業証明書(3年次編入学の場合は成績証明書)で入学資格を確認する。そして、アドミッション・ポリシーの「1. 建築関連分野に対して興味・関心を持ち、かつ、高校卒業程度の学力を修得し自ら学ぶ意欲がある人」のうち、高校卒業程度の基礎学力を有していることを、1年次入学の場合は、高等学校の卒業証明書など、3年次編入学の場合は、卒業した短大、中退した大学などの成績証明書の提出を求め確認する。そして、「建築分野に対して興味・関心を持ち」「自ら学ぶ意欲がある」ことを確認するため、入学志願書に「本課程での学修意欲を入学意欲とすること」「建築分野に対して興味・関心を持ち、自ら意欲を持って学ぶこと」を明示する項目を設ける。アドミッション・ポリシーの「2. 社会における互いの多様な価値観を理解し、これらを尊重することのできる倫理観を持つ人」「3. 地域環境・地球環境との共生の大切さを理解し、社会に貢献できる新たな技

術の創造を目指す人」を満たしていることを判断するために、入学志願書に「本課程の人材育成の目的を理解している」ことを明示する項目を設けて、これらの書類を審査する。審査手順は、通信教育部学生センターが出願書類を確認し、判定の原案を作成し、通信教育部学務委員会の審議を経て、学長・理事長が合否を決定する。

(新旧対照表)設置の趣旨等を記載した書類(資料) 資料3 (6 ページ)

設置の趣旨等を記載した書類(資料) 資料8 (38 ページ)

新	旧
<p>アドミッション・ポリシー(入学者受入れの方針)</p> <p>(省略)</p> <p>1. 建築関連分野に対して興味・関心を持ち、かつ、<u>高校卒業程度の学力を修得し自ら学ぶ意欲がある人</u></p>	<p>アドミッション・ポリシー(入学者受入れの方針)</p> <p>(省略)</p> <p>1. 建築関連分野に対して興味・関心を持ち、<u>自ら学ぶことができる基礎学力を修得している人</u></p>

(新旧対照表)設置の趣旨等を記載した書類(本文) (17 ページ)

新	旧
<p><u>書書類選考の際は、卒業証明書(3年次編入学の場合は成績証明書)で入学資格を確認する。そして、アドミッション・ポリシーの「1. 建築関連分野に対して興味・関心を持ち、かつ、高校卒業程度の学力を修得し自ら学ぶ意欲がある人」のうち、高校卒業程度の基礎学力を有していることを、1年次入学の場合は、高等学校の卒業証明書など、3年次編入学の場合は、卒業した短大、中退した大学などの成績証明書の提出を求め確認する。そして、「建築分野に対して興味・関心を持ち」「自ら学ぶ意欲がある」ことを確認するため、入学志願書に「本課程での学修意欲を入学意欲とすること」「建築分野に対して興味・関心を持ち、自ら意欲を持って学ぶこと」を明示する項目を設ける。アドミッション・ポリシーの「2. 社会における互いの多様な価値観を理解し、これらを尊重することのできる倫理観を持つ人」「3. 地域環境・地球環境との共生の大切さを理解し、社会に貢献できる新たな技術の創造を目指す人」を満たしていることを判断するために、入学志願書に「本課程の人材育成の目的を理解している」ことを明示する項目を設けて、これらの書類を審査する。</u></p>	<p><u>書類選考の際は、入学資格を確認するとともに、アドミッション・ポリシーで示した本課程における人材育成の目的を理解し、本学での学修意欲を入学動機とすることを明示した書類を提出させ、審査する。</u></p>

(改善事項)建築学部建築学科(通信教育課程)

<p>6.審査意見9のとおり、本通信教育課程の入学の時期が判然としないが、本課程への入学を志願しようとする者の予見可能性を担保した公平・公正な選抜が行われるよう、複数の入学時期を設ける場合には、それぞれの募集人員を明示すること。</p>
--

(対応)

「設置の趣旨」のうち「(1)教育課程編成・実施の方針(p.5)」と「10. 入学者選抜の概要(p.16)」について「随時入学を許可している」の説明を改め、4月及び10月入学の募集人員を明記する。各入学学期の定員の確保状況

によっては、4月入学と10月入学の募集人員の内訳が変動する可能性があることも明記する。具体的には、以下のとおりである。

入学時期ごとの募集人員は、以下のとおり設定し、入学状況によっては、4月入学と10月入学の募集人員の内訳が変動する可能性があることも内規に定める。また、入学状況によって、4月入学と10月入学の内訳が変動する可能性があること」は、募集要項にも明記して出願希望者に周知し、公平・公正な選抜を実施する。

- ・1年次入学(入学定員 100 人)
  - 4月入学の募集人員を 80 人(入学定員の 80%)
  - 10月入学の募集人員を 20 人(入学定員の 20%)
  
- ・3年次編入学(入学定員 500 人)
  - 4月入学の募集人員を 400 人(入学定員の 80%)
  - 10月入学を 100 人(入学定員の 20%)

なお、各時期の募集人員は、本学法学部(通信教育課程)の入学者数の内訳より判断した。

#### 本学法学部(通信教育課程)入学者数の内訳

年度	入学時期	入学者数	割合
令和3年度(2021年度)	4月入学	388	78%
	10月入学	110	22%
	合計	498	100%
令和4年度(2022年度)	4月入学	417	79%
	10月入学	109	21%
	合計	526	100%
令和5年度(2023年度)	4月入学	401	75%
	10月入学	132	25%
	合計	533	100%

(新旧対照表)設置の趣旨等を記載した書類(本文)(16 ページ)

新	旧
<p>入学の時期は、4月及び10月とし、1年次入学定員 100 人のうち、4月の募集人員を 80 人、10月の募集人員を 20 人、3年次編入学定員 500 人のうち、4月入学の募集人員を 400 人、10月入学の募集人員を 100 人とする。ただし、入学状況によって、4月入学と10月入学の募集人員の内訳が変動する可能性がある。この内容を内規に定め、募集要項にも明記し、4月入学、10月入学いずれを希望する入学希望者にも、公平、公正な状況を担保する。入学選考方法は、書面審査を原則とする。</p>	<p>募集人員は、1年次入学 100 人、3年次編入学 500 人とし、入学選考方法は、書面審査を原則とする。入学の時期は、原則として 4 月及び 10 月とするが、随時入学を許可する。</p>

(是正事項) 建築学部建築学科(通信教育課程)

7.「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」において、本通信教育課程が行う「メディア授業」については、大学設置基準の規定に基づき、「毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行う」必要があるが、「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」p.8によれば、「KULeD」のディスカッションルーム機能を活用し、「学生と教員がテキストにより意見交換ができる」環境は整備されている説明はあるものの、入学定員 100 名(3年次編入学定員 500 名)の規模の学生に対して、十分な指導を併せ行う体制の説明が見受けられない。また、質問対応については「学修指導員が対応できる質問は、学修指導員から回答し、それ以外の質問については、各科目の担当教員が回答する」と説明しているが、学修指導員を何名配置するのか説明が見受けられないため十分な指導を併せ行える体制が十分に整備されているとは判断できない。このため、本課程の定員規模を踏まえ、1授業当たり想定される質問等の件数をどの程度見込んでいるのか明示しつつ、配置する学修指導員の人数を明らかにするとともに、十分な指導を併せ行える教育研究実施組織が適切に整備されていることについて、明確かつ具体的に説明すること。

(対応)

審査意見を踏まえ、1授業当たり想定される質問等の件数の見込み、配置する学修指導員の人数を明らかにするとともに、十分な指導を行える教育研究実施組織が適切に整備されていることについて説明を行うため、「(2)履修指導方法(p.8)」及び「(3)教育上の配慮(p.11)」に修正加筆する。具体的には、以下のとおりである。

教員の負担を軽減し、学生の学修を支援するため、学修指導員を配置する。学修指導員は、授業の補助、学修状況に応じて個別に対応するなどの相談対応を行う。教員と学修指導員、通信教育部学生センターは連携して学生に対応し、教員の負担を軽減できる体制となっている。具体的には、KULeD に寄せられた学生の質問や相談は、まず、学修指導員が確認する。事務的な質問などは、学修指導員が通信教育部学生センターに報告し、通信教育部学生センターが対応する。学修に対する質問や相談は、原則、学修指導員が対応するが、学修指導員で対応しきれない難易度の高い質問については、担当教員にエスカレーションし、担当教員が回答する。このように、学修に関する質問・相談の多くを学修指導員が対応し、事務的な質問については通信教育部学生センターが対応する体制を取ることで、教員の質問対応の負担を軽減する。

通信教育課程の学修ポータルである KULeD には、学生が教員と 1 対 1 で質疑応答できるメンタリングボックスと、受講生全員に回答できるディスカッションルームの 2 機能を実装している。本学法学部(通信教育課程)の学生数は、令和 5 年 5 月 1 日現在で 1,538 人、メディア授業における質問数と受講者数は【「設置の趣旨等を記載した書類(資料)43 ページ」】のとおりである。開講期間(3 ヶ月間)において、科目で平均すると、メンタリングボックスには 12 件程度、ディスカッションルームには 15 件程度の質問が寄せられた。重複する質問は、学修指導員又は教員がディスカッションルームで回答するため、質問件数が抑制される傾向にある。

本課程での質問件数は、理系科目の特性から、法学部の 1.5 倍程度に増えることが予想されるが、これまでの実績をふまえると、開講期間(3 ヶ月間)で、メンタリングボックスの質問が 1 科目につき 18 件程度、ディスカッションルームの質問が 23 件程度と予想される。したがって、1 科目につき 1 名の学習指導員を配置する。このような体制によって、オンデマンド授業でも、学生が質問をしたときにすぐに回答を得ることができる。

(新旧対照表)設置の趣旨等を記載した書類(本文) (8 ページ)

新	旧
1. 教員の負担を軽減し、 <u>学生の学修を支援するため、学修指導員を配置する。学修指導員は、授業の補助、学修状況に応じて個別に対応するなどの相談対応を行う。教員と学修指導員、通信教育部学生センターは連携して学生に対応し、教員の負担を軽減できる体制となっている。具体的には、KULeD に寄せられた学生の質問や相談は、まず、学修指導員が確認する。事務的な質問などは、学修指導員が</u>	1.教員の負担を軽減し、かつ学生の学修を支える役割を担う学修指導員を配置し、授業の補助、学修状況に応じて個別に対応する等、相談対応を行う。 「KULeD」には「ディスカッションルーム」機能が搭載されており、学生同士もしくは学生と教員がテキストにより意見交換できる。共通する質問については、学生が「ディスカッションルーム」に書き込み、学修指導員が対応できる質問は、学修指導員から回答

<p>通信教育部学生センターに報告し、通信教育部学生センターが対応する。学修に対する質問や相談は、原則、学修指導員が対応するが、学修指導員で対応しきれない難易度の高い質問については、担当教員にエスカレーションし、担当教員が回答する。このように、学修に関する質問・相談の多くを学修指導員が対応し、事務的な質問については通信教育部学生センターが対応する体制を取ることで、教員の質問対応の負担を軽減する。</p> <p>通信教育課程の学修ポータルである KULeD には、学生が教員と1対1で質疑応答できるメンタリングボックスと、受講生全員に回答できるディスカッションルームの2機能を実装している。本学法学部(通信教育課程)の学生数は、令和5年5月1日現在で1,538人、メディア授業における質問数と受講者数は【資料10】のとおりである。開講期間(3ヶ月間)において、科目で平均すると、メンタリングボックスには12件程度、ディスカッションルームには15件程度の質問が寄せられた。重複する質問は、学修指導員又は教員がディスカッションルームで回答するため、質問件数が抑制される傾向にある。</p> <p>本課程での質問件数は、理系科目の特性から、法学部の1.5倍程度に増えることが予想されるが、これまでの実績をふまえると、開講期間(3ヶ月間)で、メンタリングボックスの質問が1科目につき18件程度、ディスカッションルームの質問が23件程度と予想される。したがって、1科目につき1名の学習指導員を配置する。このような体制によって、オンデマンド授業でも、学生が質問をしたときにすぐに回答を得ることができる。</p> <p>(省略)</p> <p>1科目につき、1人の学修指導員が配置されることにより、オンデマンド授業でも、学生が質問をしたときにすぐに回答を得ることができる。このようにして、客観的な視点が確保されると</p>	<p>し、それ以外の質問については、各科目の担当教員が回答する。</p> <p>(省略)</p> <p>これらの仕組みを導入することにより、客観的な視点が確保されると</p>
---	---

(新旧対照表)設置の趣旨等を記載した書類(本文)(11ページ)

新	旧
<p>本課程は、前述したように、学生の学修を支える役割を担う学修指導員を1科目につき1人配置し、授業の補助、学修状況に応じて個別に対応する等、相談対応を行う。</p>	<p>本課程は、前述したように、学生の学修を支える役割を担う学修指導員を配置し、授業の補助、学修状況に応じて個別に対応する等、相談対応を行う。</p>

(是正事項) 建築学部建築学科(通信教育課程)

8.「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」p.11 において、本通信教育課程が行う「面接授業」及び「オンライン授業」で実施する演習科目の教員の配置基準は、「個別指導がいる科目については学生 20 人につき指導者1人」と説明しているが、例えば、授業科目「卒業ゼミナール」については、必修科目に位置づけられていることから1学年 600 人の受講生が想定されるため、当該教員配置基準に基づけば 30 人の教員の配置が必要となる。しかしながら、同科目の担当教員は8人とされており、本学が定める教員配置基準に基づいた適切な体制が整備されているのか疑義がある。このため、本学が想定する「個別指導がいる科目」を明らかにした上で、当該科目の最大受講者数の見込みを踏まえた十分な指導を行うことができる教育研究実施組織体制が適切に整備されていることについて、明確かつ具体的に説明すること。

(対応)

審査意見を踏まえ、本学が定める面接授業又は「オンライン授業」による演習科目について説明し、本学が想定する「個別指導がいる科目」及び教育研究実施組織体制等について加筆修正する。さらに、「面接授業」及び「オンライン授業」で実施する演習科目において担当教員を学生 20 人に 1 人ずつ配置できる根拠を示す。「(4)面接授業・「オンライン授業」の実施方法及び体制(p.13)」に加筆修正を加える。具体的には、以下のとおりである。

面接授業又は「オンライン授業」による演習科目は、「建築デザイン基礎演習」、「建築デザイン演習1」、「建築デザイン演習2」、「建築デザイン演習3」、「建築デザイン演習4」、「建築造形演習」及び「卒業ゼミナール」である。各科目の開講予定は【「設置の趣旨等を記載した書類(資料) 44 ページ】のとおりであり、開講クラス数も同資料に示す。

「建築デザイン基礎演習」、「建築デザイン演習1」、「建築デザイン演習2」、「建築デザイン演習3」、「建築デザイン演習4」、「建築造形演習」の指導は、概ね学生 20 人に対して指導者 1 人を配置できるよう、各科目につき年間 30 クラス(最大受講者数 600 人/年)を開講できるよう教員を配置する。また、同じ月に複数の授業科目を開講する場合も、演習科目の日程が被らないよう時間割を組んでおり、教員が不足することなく開講できる計画としている。

「卒業ゼミナール」については、9 人の教員が担当し、学生はどの教員のゼミにするかを選択することができる。11 回までの講義をオンデマンド授業で受講し、12～15 回の講義を面接授業又は「オンライン授業」で受講する。面接授業及び「オンライン授業」を各教員が年に 4 クラス開講する。1 クラスの定員は 20 人として、面接授業 2 クラス、「オンライン授業」2 クラスとなる。学生は 4 クラスの中から、自身の学修進度や日程の都合に合わせてどのクラスに出席するかを決める。これにより、「卒業ゼミナール」は、最大受講者数 720 人/年を受け入れることができる。

なお、基幹教員の定年は 66 歳であり、本課程の開設 3 年目にあたる令和 9 年度をもって、定年を迎える教員が 1 名いるが、同一の専門分野の基幹教員が別途担当し、前述のとおり年間 30 クラスを開講できるよう教員を配置する。

(新旧対照表)設置の趣旨等を記載した書類(本文)(13 ページ)

新	旧
面接授業又は「オンライン授業」による演習科目は、「建築デザイン基礎演習」、「建築デザイン演習1」、「建築デザイン演習2」、「建築デザイン演習3」、「建築デザイン演習4」、「建築造形演習」及び「卒業ゼミナール」である。建築デザイン基礎演習、建築デザイン演習1、建築デザイン演習2、建築デザイン演習3、建築デザイン演習4、建築造形演習では、  (省略)  「卒業ゼミナール」は、「メディア授業」と面接授業	面接授業又は「オンライン授業」による演習科目は、 <u>設計演習及び卒業ゼミナール</u> である。    (省略)

<p>の併用、または「メディア授業」と「オンライン授業」の併用で実施する。各科目の開講予定は【資料11】のとおりであり、開講クラス数も同資料に示す。</p> <p>「建築デザイン基礎演習」、「建築デザイン演習1」、「建築デザイン演習2」、「建築デザイン演習3」、「建築デザイン演習4」、「建築造形演習」の指導は、概ね学生20人に対して指導者1人を配置できるよう、各科目につき年間30クラス(最大受講者数600人/年)を開講できる教員を配置する。また、同じ月に複数の授業科目を開講する場合も、演習科目の日程が被らないよう時間割を組んでおり、教員が不足することなく開講できる計画としている。</p> <p>「卒業ゼミナール」については、9人の教員が担当し、学生はどの教員のゼミにするかを選択することができる。11回までの講義を「メディア授業」で受講し、12～15回の講義を面接授業又は「オンライン授業」で受講する。面接授業及び「オンライン授業」を各教員が年に4クラス開講する。1クラスの定員は20人として、面接授業2クラス、「オンライン授業」2クラスとなる。学生は4クラスの中から自身の学修進度や日程の都合に合わせて、どのクラスに出席するかを決める。これにより、「卒業ゼミナール」は、最大受講者数720人/年を受け入れることができる。</p> <p>なお、基幹教員の定年は66歳【資料12】であり、本課程の開設3年目にあたる令和9年度をもって、定年を迎える教員が1名いるが、同一の専門分野の基幹教員が別途担当し、前述のとおり年間30クラスを開講できるよう教員を配置する。</p>	
---	--

(是正事項) 建築学部建築学科(通信教育課程)

9.学校教育法施行規則第163条第2項において「大学は・・・学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる」と規定されており、本学の学期については、「近畿大学学則」第8条に規定のとおり、4月1日から9月20日までを前期、9月21日から3月31日までを後期としている。一方で、「近畿大学建築学部建築学科(通信教育課程)規程」第18条において入学の時期を「原則として4月及び10月とする。ただし、随時入学を許可する」と規定していることから、学期の区分に従わずに「随時入学を許可する」ものと見受けられることについては、学校教育法施行規則第163条第2項の規定に照らして、不適切である。このため、入学及び卒業の時期については学期の区分に従うよう、適切に改めること。また、申請書類全般にわたり、「随時入学を許可する」ことを説明している箇所について適切に改めること。

(対応)

近畿大学学則に通信教育課程の学年・学期に係る定めがなく、本課程の入学時期の区分と不整合が生じていることから、「近畿大学建築学部建築学科(通信教育課程)規程」の「第2章 学年」(第7条)を削除し、「近畿大学学則」第8条の2に通信教育課程の学年・学期について規定する。さらに、「近畿大学建築学部建築学科(通信教育課程)規程」第18条の「随時入学を許可する」の規定を「入学の時期は、4月及び10月とする。」に改める。

上記の変更に伴い、「随時入学を許可する」と記載している「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」の「資料8(p.24, 25)」、「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」のうち、「(1)教育課程編成・実施の方針(p.5)」「10. 入学者選抜の概要(p.16)」、「通信教育実施方法説明書」、「学生確保の見通し等を記載した書類(p.5,12)」を正しい記載に改め、「教育課程等の概要」、「シラバス」、「教員名簿」「担当予定授業科目」について、学期に係る記載を加筆修正する。なお、入学時期に関わらず、学生は同様に授業を受けられる体制をとっているため、このたびの規程の変更によるカリキュラム等への影響はない。

(新旧対照表) 近畿大学学則 (3 ページ)

新	旧
<p>第2章 学年・学期及び休業日 (学年・学期) 第8条 本大学の学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終る。</p> <p>(省略)</p> <p><u>第8条の2 前条第1項の規定にかかわらず、通信教育課程における学年は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 4月1日から翌年3月31日まで</u> <u>(2) 10月1日から翌年9月30日まで</u></p> <p><u>2 前条第2項の規定にかかわらず、通信教育課程における学期は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 4月1日から9月30日まで</u> <u>(2) 10月1日から翌年3月31日まで</u></p> <p><u>附 則(令和7年4月1日)</u> <u>この学則の改正は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第2章 学年・学期及び休業日 (学年・学期) 第8条 本大学の学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終る。</p> <p>(省略)</p>

(新旧対照表) 近畿大学学則「変更の事由及び時期を記載した書類」(316 ページ)

新	旧
<p>1. 変更の事由 令和7年4月に建築学部建築学科(通信教育課程)を開設することに伴い、<u>学則の一部を変更する。</u></p> <p>2. 変更点 <u>(1) 通信教育課程における学年・学期に係る規定を新設する。</u> <u>(第8条の2)</u></p> <p>(省略)</p> <p>3. 変更及び制定の時期 令和7年4月1日</p>	<p>1. 変更の事由 令和7年4月に建築学部建築学科(通信教育課程)を開設する。ただし、「<u>近畿大学学則</u>」第16条第3項「<u>通信教育に関する規程は、別に定める。</u>」の規定に則り、<u>通信教育に係る規程を別途制定しているため、本件に伴う学則の変更はない。</u></p> <p>(省略)</p> <p>2. 制定の時期 令和7年4月1日</p>

(新旧対照表) 近畿大学学則 (317 ページ)

新	旧
新旧対照表を追加 (変更箇所は前述のとおり)	

(新旧対照表)「近畿大学建築学部建築学科(通信教育課程)規程」  
 設置の趣旨等を記載した書類 資料8(24 ページ)  
 通信教育実施方法説明書 (8 ページ)

新	旧
<u>第2章 (削除)</u> <u>第7条 (削除)</u>  (省略) <u>附 則(令和7年4月1日)</u> <u>この規程の改正は、令和7年4月1日から施行する。</u>	<u>第2章 学年</u> <u>(学年)</u> <u>第7条 学年は、4月入学の場合は4月1日から翌年3月31日までとし、10月入学は10月1日から翌年9月30日までとする。</u>  (省略)

(新旧対照表)基本計画書「教育課程の概要 建築学部建築学科(通信教育課程)」(27 ページ)

新	旧
授業期間等 1 学年の学期区分 <u>2期</u>	授業期間等 1 学年の学期区分 <u>1期</u>

(新旧対照表)同 (25 ページ～27 ページ)

新	旧
全科目の配当年次に開講期(前・後)を追記する。	

(新旧対照表)教員名簿 (2 ページ～11 ページ)

新	旧
全科目の配当年次に「前・後」を追加	

(新旧対照表)シラバス (3 ページ～44 ページ)

新	旧
全科目、いずれの開講年度についても、開講期を「-」から「前期・後期」に変更。 建築デザイン基礎 建築デザイン基礎演習 建築デザイン1 建築デザイン演習1 建築デザイン3 建築デザイン演習3 建築デザイン4 建築デザイン演習4 住宅計画 現代都市計画 西洋建築史	

現代ハウジング 熱・空気環境 音・光環境 建築設備概論 建築構法 建築法規 建築デザイン論2 住宅環境性能論 環境都市計画論 卒業ゼミナール	
---	--

(新旧対照表)「近畿大学建築学部建築学科(通信教育課程)規程」  
 設置の趣旨等を記載した書類(資料) 資料8 (25 ページ)  
 通信教育実施方法説明書 (10 ページ)

新	旧
(入学の時期) 第 18 条 入学の時期は、 <u>4 月及び 10 月とする。</u>	(入学の時期) 第 18 条 入学の時期は、 <u>原則として 4 月及び 10 月とする。ただし、随時入学を許可する。</u>

(新旧対照表)設置の趣旨等を記載した書類(本文) (6 ページ)

新	旧
「近畿大学建築学部建築学科(通信教育課程)規程」 【資料 8】第 18 条の規定に則り、 <u>入学の時期は 4 月及び 10 月入学とする。1 年次入学定員 100 人のうち 4 月の募集人員を 80 人、10 月入学の募集人員を 20 人、3 年次編入学定員 500 人のうち 4 月入学の募集人員を 400 人、10 月入学の募集人員を 100 人とする。</u>	「近畿大学建築学部建築学科(通信教育課程)規程」 【資料 7】第 18 条に、 <u>入学の時期について規定しており、原則として 4 月及び 10 月とするが、随時入学を許可している。受付期間は 4 月入学を 1 月 1 日～5 月 31 日、10 月入学を 7 月 1 日～11 月 30 日までとしている。入学時期ごとに定員は設定しておらず、</u>

(新旧対照表)設置の趣旨等を記載した書類(本文) (16 ページ)

新	旧
入学の時期は、 <u>4 月及び 10 月とし、</u>	入学の時期は、 <u>原則として 4 月及び 10 月とするが、随時入学を許可する。</u>

(新旧対照表)学生の確保の見通し等を記載した書類(本文) (5 ページ)

新	旧
※12 月 31 日現在の状況を示す。	※ <u>4 月又は 10 月入学を原則とするが、例年 11 月 30 日まで、随時、入学を許可しているため、12 月 31 日現在の状況を示す。</u>

(新旧対照表)学生の確保の見通し等を記載した書類(本文) (5 ページ)

新	旧
また、入学の時期は、 <u>4 月又は 10 月とするが、</u> [表	また、入学の時期は、 <u>4 月又は 10 月を原則とする</u>

2]のとおり、12月31日時点の定員充足の状況を示す。	が、例年、受付期間は4月入学を1月1日～5月31日、10月入学を7月1日～11月30日までとしている。そこで、[表2]のとおり、12月31日時点の定員充足の状況を示す。
-----------------------------	--

(新旧対照表)学生確保の見通し等を記載した書類(本文)(12ページ)

新	旧
本課程も入学時期を4月又は10月としており、4月入学は1月1日から、10月入学は7月1日から募集を開始する。本課程のほうが、募集開始が早いという点に優位性がある。	本学法学部(通信教育課程)は、4月入学を同年1月1日から5月31日まで、10月入学を7月1日から11月30日までとしており、本課程も同様の期間とする予定である。本課程の方が、募集期間が長く、入学検討者を随時受け入れる点に優位性がある。

(改善事項)建築学部建築学科(通信教育課程)

10.「学生確保の見通し等を記載した書類(本文)」p.4において、本通信教育課程が主に対象とする入学者は、建築分野を既に学び、建築業界で社会人経験のある者を対象としており、1年次入学定員は100人、3年次編入学定員は500人に設定しているように見受けられる。しかしながら、同書類p.15において、本課程と類似する競合校として挙げられた大学が、本課程と同じく1年次入学定員100名に設定しているところ、近年継続的に未充足状況であることを踏まえながらも、競合校と「同等の100人が妥当であると判断した」と説明していることについては、定員設定の妥当性に懸念がある。さらに「実務が忙しく通学できない潜在的需要者を、通信課程という学びやすい教育環境の提供によって掘り起こすことができる」としていることについては、明確な説明がなされていない。したがって、1年次入学者の確保の見通しを明確にし、定員設定の妥当性及び学生確保の見通しの説明を充実させること。
--

(対応)

審査意見を踏まえ、1年次入学者の確保の見通しを明確にし、定員設定の妥当性及び学生確保の見通しについて説明を行うため、現在計画している内容を「(4)新設組織の定員設定の理由(p.15)」に修正加筆する。具体的には、以下のとおりである。

1年次入学は、「実務が忙しくて通学できない」かつ最終学歴が高等学校の者、これから高等学校を卒業して建築業界に就職しようとする者、通信制課程で建築学を学修したい者や学修意欲があるにも関わらず、地理的、身体的又は経済的理由により大学等に通学することが困難な者がターゲットになる。

まず、本学の校友会には、(株)朝日工業社支部や竹中工務店支部といった建築業の企業内に設置される職域支部が6支部、さらに、建設や不動産業に携わる卒業生177名が登録している建設・不動産支部が設けられている。既に建築業界に就業しているが、「実務が忙しくて通学できない」かつ最終学歴が高等学校の者に対して、直接リーチできる環境が整っており、持続的な学生確保によって優位性がある。次に、通信制高校の生徒数が、近年急激に増加している【「学生確保の見通し等を記載した書類(資料)」169ページ】。同様に、通信制高校から大学・短期大学への進学者数も増加している。また、通信制高校から大学・短期大学への進学者のうち、大学・短期大学の通信教育部への進学者は、令和元年度には563名であったが、令和5年度には2,071名まで増加している【同170ページ】。これは、通信制高校から大学・短期大学への進学が増えるなかで、通信制高校の生徒にとって、自身のペースで学修できる環境が受け入れられやすいことを示している。

本課程は、書面審査を原則とし、1年次入学は、高校の卒業証明書等、3年次編入学は、卒業した短大、中退した大学等の成績証明書を提出書類とする。アドミッション・ポリシーに「1. 建築関連分野に対して興味・関心を持ち、かつ、高校卒業程度の学力を修得し自ら学ぶ意欲がある人」を掲げ、「建築分野に対して興味・関心を持ち」「自ら学ぶ意欲がある」者を受け入れる。本学独自のE-learningシステム「KULeD」を活用した「メディア授業」や「オンライン授業」によって、卒業まで全ての科目をWebで学修できること、創始者である世耕弘一の「学びたいものに学ばせたい」という理念を引き継ぎ、競合校よりも学びやすい学費に設定していることなど、本課程の魅力を通信制高校の在学生に対して強力に告知することで、新たな層からの入学希望者を確保できるものと考え

ている。

さらに、本学建築学部(通学課程)における一級建築士合格者数は、令和5年度が65名(全国5位、西日本1位)であり、全国トップクラスと言える。この結果は一過性のものではなく、国土交通省が公表し始めた平成23年以降の累計においても同様(全国5位、西日本1位)であり、建築士を志す者にとって、本学の高い知名度は、進学先の決定時に好影響を与えたと考えている。

また、高等学校で国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めていない者については、二級建築士の受験資格を得るために7年以上の実務経験を必要とするが、本学を卒業すれば4年間で一級建築士の受験資格を得られることから、キャリア形成のうえで本学に入学することに優位性があると考えている。

(新旧対照表)学生の確保の見通し等を記載した書類(本文)(15 ページ)

新	旧
<p>1 年次入学者の確保は、最重要課題の 1 つであり、最も懸念しなければならない点であると考えている。1 年次入学は、「実務が忙しくて大学に通えない」かつ最終学歴が高等学校の者、これから高等学校を卒業して建築業界に就職しようとする者、通信制課程で建築学を学修したい者や学修意欲があるにも関わらず、地理的、身体的又は経済的理由により大学等に通学することが困難な者がターゲットになる。まず、本学の校友会には、(株)朝日工業社支部や竹中工務店支部といった建築業の企業内に設置される職域支部が6支部、さらに、建設や不動産業に携わる卒業生 177 名が登録している建設・不動産支部が設けられている。既に建築業界に就業しているが、「実務が忙しくて通学できない」かつ最終学歴が高等学校の者に対して、直接リーチできる環境が整っており、持続的な学生確保によって優位性がある。次に、通信制高校の生徒数が、近年急激に増加している【資料 24】。同様に、通信制高校から大学・短期大学への進学者数も増加している。また、通信制高校から大学・短期大学への進学者のうち、大学・短期大学の通信教育部への進学者は、令和元年度には 563 名であったが、令和 5 年度には 2,071 名まで増加している【資料 25】。これは、通信制高校から大学・短期大学への進学が増えるなかで、通信制高校の生徒にとって、自身のペースで学修できる環境が受け入れられやすいことを示している。本課程は、書面審査を原則とし、1 年次入学は、高校の卒業証明書等、3 年次編入学は、卒業した短大、中退した大学等の成績証明書を提出書類とする。アドミッション・ポリシーに「1. 建築関連分野に対して興味・関心を持ち、かつ、高校卒業程度の学力を修得し自ら学ぶ意欲がある人」を掲げ、「建築分野に対して興味・関心を持ち」「自ら学ぶ意欲がある」者を受け入れる。本学独自の E-learning システム「KULeD」を活用した「メディア授業」や「オンライン授業」によって、卒業まで全ての科目を Web で学修できること、創始者である世耕弘一の「学びたいものに学ばせたい」という理念を引き継ぎ、競合校よりも学びやすい学費に設定していることなど、本課程の魅</p>	<p>1 年次入学者の確保は、最重要課題の 1 つであり、最も懸念しなければならない点であると考えている。1 年次入学は、「実務が忙しくて大学に通えない」かつ最終学歴が高等学校の者や、これから高等学校を卒業して建築業界に就職しようとする者がターゲットになると思われるが、少子化の影響で減少していくことは明白である。</p>

力を通信制高校の在生に対して強力に告知することで、新たな層からの入学希望者を確保できるものと考えている。

さらに、本学建築学部(通学課程)における一級建築士合格者数は、令和5年度が65名(全国5位、西日本1位)であり、全国トップクラスと言える。この結果は一過性のものでなく、国土交通省が公表し始めた平成23年以降の累計においても同様(全国5位、西日本1位)であり、建築士を志す者にとって、本学の高い知名度は、進学先の決定時に好影響を与えたと考えている。

また、高等学校で、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めていない者については、二級建築士の受験資格を得るために7年以上の実務経験を必要とするが、本課程を卒業すれば、4年間で一級建築士の受験資格を得られることから、キャリア形成のうえで優位性があると考えている。